

追加募集

あなたの家に「雨水浸透ます」を設置しませんか？

申問水再生課 ☎内線2873へ

「雨水浸透ます」(写真)とは、建物の屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備です。

市では、既存の個人住宅や個人所有の共同住宅などへ浸水被害軽減・環境保全のため「雨水浸透ます」の設置事業を進めており、今回、希望者多数により追加募集を行います。設置費用は、市が負担します(設置後の管理は申請者に行ってください)。

12月26日(金)まで(無くなり次第終了)
※設置の条件などくわしくは同課へお問い合わせください。

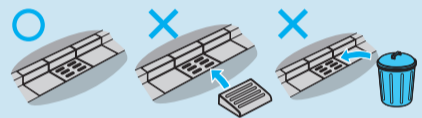
◆そのほか浸水被害軽減のために

①側溝や排水溝の清掃

側溝や排水溝が、落ち葉やごみで詰まると、下水道への排水が滞り浸水の原因になります。こまめに清掃しておきましょう。

②排水溝の上に物を置かない

側溝の排水溝の上に、車乗り入れブロックなどの物を置かないようにしましょう。



地震からあなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

申問事前にまちづくり推進課(市役所5階52番窓口) ☎内線2867へ

◆木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関により自宅の耐震診断を行った場合、費用の一部を助成します。

対象 市内にある個人所有の木造住宅で、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築されたもの(集合住宅を除く)

助成額 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は4万円、一般診断以上の診断は10万円を上限とします。

◆木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から耐震補強などの改修が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。

対象 上記の耐震診断助成制度を利用した診断で、倒壊する可能性が「ある」または「高い」と判定された住宅

助成額 改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯は2分の1)。ただし、一部補強など簡易改修は30万円、耐震基準を満たさず改修は50万円を上限とします。

※耐震基準を満たさず改修を行うと、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられない場合があります(固定資産税などの減額については左側の記事を)ご覧ください。

生け垣助成制度

申問事前に相談のうえ、申請書を緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎内線2834へ

ブロック塀は、倒壊すると危険なばかりか道路をふさぎ、地震時の避難や救助活動などを妨げます。ブロック塀から生け垣を作り替える、または新たに生け垣を作る場合などに、費用の一部を助成します。

◆助成要件

- ・生け垣を作る場所が道路に面している
- ・緑化延長が2m以上である
- ・緑化後5年以上保存する
- ・相互に葉が触れ合う程度の密度で植える
- ・樹木であること(プランター植えは不可)

◆助成額

- ・実際に掛かった経費のうち、生け垣造成の場合
①1m当たり1万4000円まで(延長の上限30m)
- ②ブロック塀の撤去など
1m当たり1万円まで(延長の上限30m)

固定資産税などの減額・減免制度

申問資産課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

◆固定資産税・都市計画税(家屋)の減免制度

昭和57年1月1日以前から市内にある旧耐震基準で建築された家屋を、平成27年末までに建て替えるか耐震改修を行った場合、一定の条件で申請によりその住宅の固定資産税・都市計画税の減免が受けられます。

●建て替え

建て替え前の家屋と新築された住宅がともに市内にあり、所有者が同じで取り壊しと新築の間が1年以内の住宅が対象。新たに固定資産税などが課される年度から3年度分を全額減免(新築住宅減額制度適用後の税額)。

●耐震改修

左記の減額制度適用後の税額について翌年度分を全額減免(住宅1戸当たり120㎡相当分まで)。

◆住宅の耐震改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅で、国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事(50万円超)を平成27年末までに行った場合、工事完了年の翌年度分から2定期間、固定資産税額の2分の1を減額します(住宅1戸当たり120㎡相当分まで)。改修工事完了後3カ月以内の申請が必要です。

市内の空間放射線量測定結果

平成23年7月5日から定点観測地点(6カ所)と市内公共施設などで、地上5cm・1m地点での空間放射線量を引き続き計測しています。平成26年9月17日～10月14日に測定した各施設(定点観測地点を含む全17施設)の地上1mの値は0.03～0.09毎時マイクロシーベルトでした。くわしい測定結果は市ホームページのトップページ「東日本大震災関連情報」から、または三鷹市公式ツイッター http://twitter.com/mitaka_tokyo からご覧ください。

また、23年7月5日～26年3月26日の測定結果の地図情報を市ホームページの「三鷹市わがまちマップ」(トップページ「地図情報」)で確認できます(26年4月1日以降の測定結果は掲載準備中です)。

環境政策課 ☎内線2523

くそのほかの市内放射性物質測定結果

※単位は「Bq(ベクレル)/kg」

採取日	場所	対象	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
8月8日	東部水再生センター	脱水汚泥	不検出	不検出	7.8
		放流水	不検出	不検出	不検出
9月12日	クリーンプラザふじみ	脱水汚泥	14.4	不検出	19.2
		主灰	—	不検出	20
9月16日	クリーンプラザふじみ	飛灰	—	57	160

※クリーンプラザふじみから焼却灰を搬出している最終処分場の受入基準は8,000Bq(ベクレル)/kgです。また、同施設では、放射性ヨウ素131は、放射性物質汚染対処特別措置法の規定の対象外であるため、測定していません。

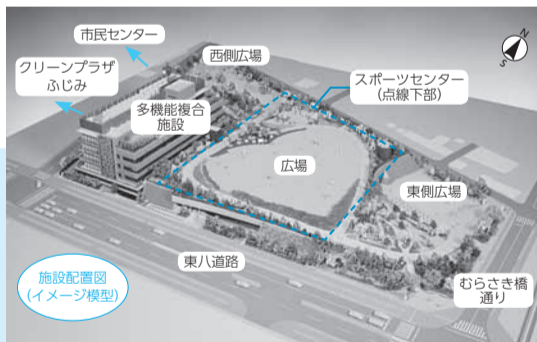
※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満であることを示します。くわしくは、市ホームページの各検査結果をご覧ください。

東部水再生センター ☎03-3309-1447、クリーンプラザふじみ ☎042-482-5497



現在、建設中の新施設には、市民のみなさんの健康を守る地域保健の拠点として保健センターを設置します。今号は、同センターに設置する陰圧エリアについて紹介します。

都市再生推進本部事務局 ☎内線2054



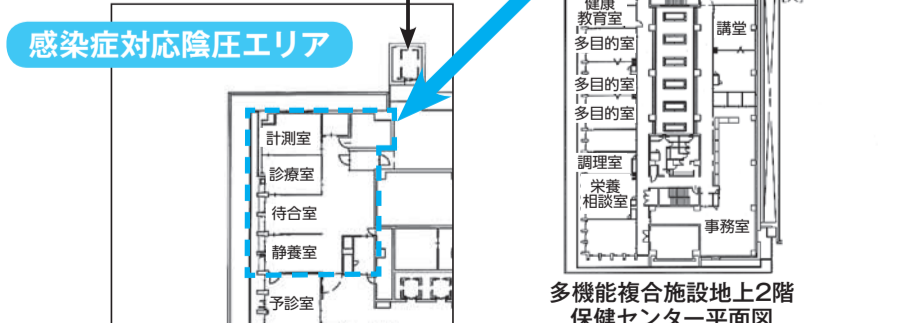
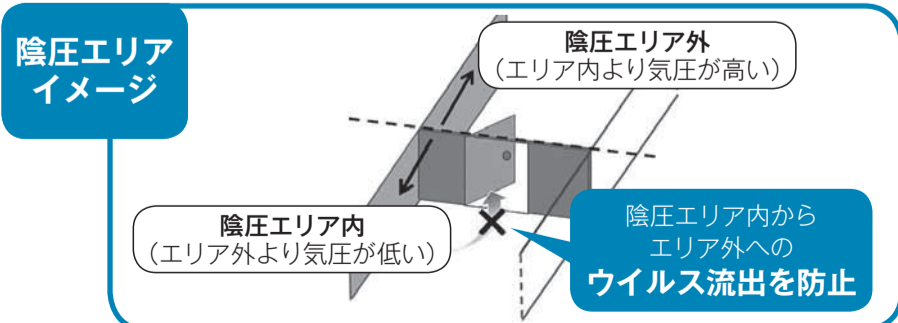
※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。

事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

新施設は、地震などの災害時に災害対策本部を設置するとともに、施設全体を平常時の機能から市の災害対策拠点施設としての機能へと転換し、公園のオープンスペースが一時避難場所(最大約7,500人の避難を想定)となります。また、新施設に設置する保健センター(多機能複合施設地上2階)では、新型インフルエンザなどの感染力の高い疾病の流行にも対応するため、臨時的診療場所として診療室や静養室などを陰圧※エリアに設定し、ウイルスが外部に漏れるのを防ぎます(下図および右図を参照)。なお、患者が地上1階の屋外から当エリアに至る経路として、屋外にエレベーターを設置します。

※陰圧…内部の気圧が外部の気圧よりも低くなっている状態。そのため、内部の空気が外部に流出しません。



多機能複合施設地上2階保健センター平面図 ※新施設の施設名称はすべて仮称です。

市外局番のうち「0422」は省略しています。